

序

この調査は、社会主義的金融制度の成立・発展過程とその問題点の紹介を目的としている¹⁾。セフ加盟諸国にとって、1964年、振替ルーブルと国際経済協力銀行の成立による多角決済制度への進入は、ひとつの大きな前進であり、画期的・歴史的な経験であった。しかし、この新しい社会主義的国際金融制度の、その後の歩みは、理論的にも実際的にも解決困難な、試行錯誤を重ねることによってわずかに一步前進しうるような、未踏の領域への接近ともいべきものであった。振替ルーブルの交換性の問題は、そのなかでもなかんずく、きわめて慎重な取扱を要する、ある意味においては新システムの全運動のなかでの中心的な問題であったともいえる。セフ諸国は、セフ第23回総会(1969年)およびセフ第24回総会(1970年)の集中的論議を経て、1971年8月のセフ経済統合プログラム²⁾の作成をひとつのくぎりとして、上記の交換性問題を含む、新制度の方向性について、ひとつの中間的結論を得たように思われる。この調査は、そのような状況のなかで、このシステムの今後の方向性なり、政策なり、その基礎にある理論構想なりを探ろうとするものである。

I セフ諸国の域内決済システム

1) この調査報告は、野々村一雄「国際経済協力銀行と振替ルーブル」(『一橋論叢』第61巻第6号1969年6月)および同「振替ルーブル再論」『経済研究』第21巻第1号1970年2月)の継続として、同人によって書かれた。したがって、それらの論文のなかで既に述べられたことはこの調査報告のなかでは、原則として再説を差控え、ただ、この調査報告での説明の必要上どうしても必要な場合に限って多少の重複を取ることにした。なお、この調査報告は、上に述べた2つの論文と併せて、文部省科学研究費補助金一般研究D課題番号83514号の補助をうけて、なされたものである。

2) 《Комплексная Программа дальнейшего углубления и совершенствования сотрудничества и развития социалистической экономической интеграции стран-членов СЭВ》、《Экономическая Газета》，No. 33, Август 1971г.

セフ諸国の域内決済システムについては、既に述べたこともあるが³⁾、ここでは、第1に、以下の議論の展開のために最小限必要な要約と、第2に、前稿でとりあげなかった、この問題にかんする議論の紹介とに限って、すこし述べておく。

既に述べたとおり、域内の決済システムは、つきの3つの時期に区画することができる。すなわち――

- (1) 双務決済の時期(1949年—1957年5月)
- (2) 双務決済と多角決済の併用の時期(1957年6月—1963年12月)
- (3) 多角決済の時期(1964年以後)

I 双務決済の時期

1947年から1949年まで、ソ連とアルバニア、ブルガリア、ハンガリー、ボーランド、ルーマニアとの貿易決済には米ドルが使用され、チェコスロヴァキアとはチェコ・クローネが、中華人民共和国、モンゴル人民共和国、ドイツ民主共和国とは、ルーブルが使用された。セフ結成以前に、双務決済のための通貨としての、ソヴェト・ルーブルの流通範囲は意外に狭かったといえる⁴⁾。

1949年にセフが結成され、1950年にソ連の通貨改革がおこなわれ、1米ドル=5.30ルーブルの交換比率が法定され、ルーブルの金純分が確定されルーブルは金基礎へ移行したと宣言された。これ以後、ソヴェト・ルーブルがセフ加盟諸国間の双務決済における通貨として利用される。

マー・ペー・アリトシューレル編『ソ連の外国貿易における為替関係』(1968年)の第2章第2節には、双務決済のプラスの面とマイナスの面とを、つぎのように要約している。前稿への補説として、以下に紹介しておこ

3) 野々村一雄「国際経済協力銀行と振替ルーブル」『一橋論叢』61巻6号(1969年6月)、同「振替ルーブル再論」『経済研究』21巻1号(1970年2月)、参照。

4) А. Ротлейдер. О природе и роли переводного рубля, «Деньги и Кредит», №. 12, 1967г., стр. 28. なお、前掲「振替ルーブル再論」47ページ、参照。

5) А. Б. Альтшулер, ред., «Валютные отношения во внешней торговле СССР», Изд-во «Международные Отношения», Москва, 1968г., стр. 49-50.

う⁵⁾。

まず、プラスの面。

- (1) 双務決済は、計画的な商品交換を助成する。
- (2) 双務決済は、債務国が発生債務を交換性通貨乃至金によって返済しなければならないという義務から免除する。
- (3) 双務決済は、国家間の適時な決済を保証する。

つぎに、マイナスの面。

(1) 双務決済システムのもとでは、貿易ないし支払における二国間均衡が不可欠である。したがって双務決済の下では、商品取引の増加は、輸出可能の小さい国が保障できる提供の水準におさえられる。別の言葉でいふと、自國に輸出見返り品が無い場合には、必要商品の輸入をおさえる。また、逆に相手国に、自國からの輸出に見合うだけの、当方にたいする商品提供余力がない場合には、自國の輸出を制限することになる。

(2) 双務決済の下では、自國の決済勘定の余裕残高を、自國の必要とする商品の買付のために、第3国との決済に宛てえない。

(3) 双務決済のもとでは、当事国による商品提供にかんする相互義務の適時な履行にたいする統制手段としての為替の役割は非常に小さい。換言すれば、貿易の統制手段としての為替の役割はきわめて小さい。

双務決済におけるこのような不便を、応当的に除去するため、1949年6月29日に、ソ連、チェコ、ポーランド、フィンランド4国間の臨時の多角決済協定が実施され、1954年には、東ドイツを中心とする三角協定の複合システムが構想されたことは、既に前稿で述べたので⁶⁾、ここでは省いておく。

II 双務決済と多角決済の併用の時期

1957年6月ワルシャワでひらかれたセフ第8回総会で、いわゆる「多角決済にかんする協定」《Соглашение о многостороннем клиринге между странами-членами СЭВ》が成立したが、これは、厳密にいふと双務協定と多角協定の複合であり、関係各国は、双務決済をおわったあとの残高を、債務国の同意をえて多角決済にふりむくことができたのである。この協定の成立によって、1957年6月から1963年末まで、双務決済と多角決済の併用の時期がつづく。この際の決済は、はじめソ連邦国立銀行でおこなわれたが、多国間清算決済取引所 расчетная палата по многостороннему клирингуの設立が構想され、この決済取引所は1961年からソ連外国貿

6) 前掲「国際経済協力銀行と振替ルーブル」9—10ページ、参照。

易銀行に付設され、活動をはじめた⁷⁾。

さて、この双務決済と多角決済の併用の時期の特徴についてアリトシューレルはつきのように要約している。すなわちこの協定は、2国間貿易協定の補助手段として創設され、金融上の干渉手段もなく、消費物資の計画量を上回る商品取引についてだけ相殺決済をおこなうことが目的になっていた。以上の理由により、この協定は大した成果をあげえなかつたと、アリトシューレルは結論する⁸⁾。

III 多角決済の時期

1963年10月22日に「振替ルーブルによる多角決済および国際経済協力銀行設立にかんする協定」がセフ加盟8カ国によって成立・調印され、1964年5月18日、参加各國の批准がすべておわり、協定が発効し、国際経済協力銀行が業務を開始した。ここに多角決済の時期がはじまつたのである。

アリトシューレルによれば、これ以後、社会主義諸国間には、2つの基本的な決済制度が実施されるようになったという。そのひとつは、双務決済制度で、これは、ソ連と北ヴェトナム、北朝鮮、中国、キューバ、ユーゴスラヴィア各国との貿易に関して採用されている。第2は、多角決済制度で、これは、ソ連、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、モンゴル、ポーランド、ルーマニア、チェコスロヴァキアのセフ加盟8カ国が採っている決済制度である⁹⁾。

1970年に『セフ加盟諸国の国際決済——その発展および改善上の問題点』という書物を発行した、Геннадий Григорьевич Мазановは、右の書物のなかで、双務決済と多角決済とのもとでの貿易量の比較をおこなっている¹⁰⁾。第1表で明らかのように双務決済の場合は決済額は輸出可能の小さい国によって決定され、総貿易額は9億2000万ルーブル、すなわち、多角決済の場合より2億8000万ルーブルがた少ない。多角決済の場合には商品取引(輸出と輸入)は、1国の赤字残高が他国にたいする黒字でカヴァーされうるだけ、増大する。

アリトシューレルは、この、多角決済制度への移行の実際的原因は、国民経済の長期計画ならびに短期計画の

7) А. Альтушер, ред., там же, стр. 46.

8) А. Альтушер, ред., там же, стр. 47.

9) А. Альтушер, ред., там же, стр. 40—41.

10) Геннадий Григорьевич Мазанов, «Международные расчеты стран-членов СЭВ (вопросы развития и совершенствования)», Изд-во «Финансы», Москва, 1970г. стр. 61.

第1表 双務決済と多角決済との比較
(単位: 百万ルーブル)

相手国別	各國の バラ ンス	A		B		C		決済可能量				
								双務決済 の場合		多角決済 の場合		
		+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	
A	—	—	80	100	70	80	50	20	170	170	200	200
B	100	80	—	—	10	40	40	30	120	120	150	150
C	80	70	40	10	—	—	20	60	100	100	140	140
D	20	50	30	40	60	20	—	—	70	70	110	110
決済総額								460	460	600	600	
総貿易額								920		1200		

資料: Г. Г. Мазанов, «Международные расчеты стран-членов СЭВ», Издательство «Финансы», Москва, 1970 г. стр. 61.

より綿密な調整と、生産の専門化および協業化による社会主義的国際分業の一貫した実行にあるとし、この目的の達成のために、貿易および為替・金融組織が必要となつたとしている¹¹⁾。彼によれば、この移行を、単に決済技術の変更ないし旧制度の部分的な手直しと見てはいけないという。彼は、社会主義的経済協力の質的にまったく新しい段階が、新しい国際法の形成、新しい国際経済

11) A. Альтушер, ред., там же, стр. 48.

制度の形成を要求したのであるという¹²⁾。では、その新制度は、その後の過程において、いかなる問題に当面することになったのであろうか。

II 国際経済協力銀行の活動

国際経済協力銀行の成立の経緯、その機構、その主要業務、および1964—67年の活動などについては、すでに前掲の2論文で述べている¹³⁾。ここでは、国際経済協力銀行の1964—70年の活動について、判明している限りのことを、以下に書きつけておく¹⁴⁾。

12) Там же, стр. 49.

13) 前掲「国際経済協力銀行と振替ルーブル」11—20ページ、「振替ルーブル再論」46—47ページ参照。

14) 国際経済協力銀行の年次報告は、つきのような形で得られた。—1964, 65年度については、ヴィレンセメンovich Карпич, «Банк Содружества Равных (Предпосылки создания и деятельность)», Изд-во «Международные Отношения», Москва, 1966 г., стр. 125, 130. 1966年度については、International Bank for Economic Co-operation, Bulletin 1966, Moscow, 1967; (МБЭС: Итоги 1966 года), «Экономическая Газета», №. 25, Июнь 1967 г., стр. 42—43, 1967年度に

第2表 国際経済協力銀行の貸借対照表

(単位: 振替ルーブル)

資 产	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
1. 現金・預け金勘定	43,478,538	71,845,557	128,546,393	231,395,195	315,264,108	421,706,772	625,594,519
イ 現金・当座預金	687,400	3,111,648	5,312,366	11,076,790	11,616,965	15,153,473	11,616,509
ロ 預け金	42,791,138	68,739,929	123,234,027	220,318,405	303,647,143	406,553,299	613,978,010
2. 加盟国銀行への貸付	125,767,800	203,555,500	248,760,144	313,608,095	351,438,834	380,284,672	519,535,887
3. 什器・備品	99,015	102,664	121,998	123,717	126,698	129,159	135,425
4. その他資産	1,173	509,891	6,072,509	4,320,159	3,039,253	4,459,502	15,743,110
合 計	169,346,526	276,013,632	383,501,044	549,447,166	669,868,893	806,580,105	1,161,008,941

負 債	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
1. 資本金・準備金	59,711,359	60,313,365	90,563,520	91,095,828	91,305,657	92,866,928	95,194,715
イ 定款資本							
ロ 払込済資本金	59,711,359	59,711,360	89,711,360	89,711,360	89,711,360	89,711,360	89,711,360
ロ 資本準備金	—	602,005	852,160	1,384,468	1,594,297	3,155,568	5,483,355
2. 預金勘定	109,027,690	214,794,442	285,375,445	453,207,450	573,743,905	696,942,433	1,015,003,185
イ 当座預金	43,936,552	46,085,188	111,951,042	164,309,379	121,114,418	134,607,437	110,536,160
ロ 定期預金	65,091,138	168,709,254	173,424,403	288,898,071	452,629,487	562,334,996	904,467,025
3. 受取信用	—	—	—	—	—	6,696,200	27,506,237
4. その他負債	5,472	655,671	6,296,770	3,821,776	3,258,061	5,946,758	16,277,737
5. 純益金	602,005	250,154	1,265,309	1,322,112	1,561,271	4,127,786	7,207,067
合 計	169,346,526	276,013,632	383,501,044	549,447,166	669,868,893	806,580,105	1,161,008,941

資料: (1) 1964年については、ヴィレンセメンovich Карпич, «Банк Содружества Равных (Предпосылки сознания и деятельности)», Издательство «Международные Отношения», Москва, 1966 г., стр. 124.

(2) 1965年については、 там же, стр. 128.

(3) 1966年については、 International Bank for Economic Co-operation, Bulletin 1966, Moscow, 1967.

(4) 1967年については、 do, Bulletin 1967, Moscow, 1968 および «Деятельность МБЭС в 1967 году», «Внешняя Торговля», №. 11, 1968 г., стр. 26.

(5) 1968年については、 «Экономическая Газета», №. 25, Июнь 1970 г., стр. 21.

(6) 1969年については、 там же, стр. 21.

(7) 1970年については、 «Экономическая Газета», №. 25, Июнь 1971 г., стр. 21.

第3表 国際経済協力銀行の総取引額

年度	総取引額 (億振替ルーピル)	対前年比 %
1964	324	—
1965	359	+10.5
1966	367	+2.2
1967	474	+12.0
1968	531	+12.0
1969	572	+7.7
1970	714	+24.9

資料: 1) 1964 年度については、ヴィーレン・セメンovich カルピチ、『銀行連合の基礎(Предпосылки создания и деятельность)』、出版社「Международные Отношения」、モスクワ、1966年、pp. 125.
 2) 1965 年度については、同上、pp. 130.
 3) 1966 年度については、International Bank for Economic Co-operation, *Bulletin 1966*, Moscow, 1967.
 4) 1967 年度については、do., *Bulletin 1967*, Moscow, 1968.
 5) 1968 年度については、『Международный Банк Экономического Сотрудничества』、『Экономическая Газета』、No. 28、July 1969, pp. 19.
 6) 1969 年度については、『Международный Банк Экономического сотрудничества』、『Экономическая Газета』、No. 25、June 1970, pp. 20.
 7) 1970 年度については、『Международный Банк Экономического Сотрудничества』、『Экономическая Газета』、No. 25、June 1971, pp. 20.

まず総取引額は第3表に示すとおりである。1964—70年の6年間の平均成長率をとれば、14.1%である。

貸借対照表(第2表)から年々のバランスを抽出して示せば、第4表となる。バランス資産は1964—70年の6年間に6.86倍になった。年平均7.8%の伸びである。

定款資本(уставный капитал)は、3億ルーピルであり、初年度に、そのほぼ20%が払込済となった。1966年4月の銀行理事会で、資本金の10%に当る、総額

については、International Bank for Economic Co-operation, *Bulletin 1967*, Moscow, 1968; 『 Деятельность МБЭС в 1967 году』、『Внешняя Торговля』、No. 11, 1968; 『 Деятельность МБЭС в 1967 году』、『Экономическая Газета』、No. 29、July 1968, pp. 42—43, 1968 年度については、『 Деятельность международного банка экономического сотрудничества в 1968 году』、『Деньги и Кредит』、No. 11, 1969, pp. 75—77; 『Международный Банк Экономического Сотрудничества: Итоги деятельности в 1968 году』、『Экономическая Газета』、No. 28、July 1969, pp. 19, 1969 年については、『Международный банк экономического сотрудничества』、『Экономическая Газета』、No. 25、June 1970, pp. 20—21, 1970 年については、『Международный Банк Экономического Сотрудничества』、『Экономическая Газета』、No. 25、June 1971, pp. 20—21.

3000万ルーピルを、各加盟国に対し割当て、これを金または交換性通貨で出資させることをきめた。その各国別の割当額は、定款資本の比率に応ずることとし、1966年に、第6表のとおりに払込みが完了した。モンゴル人民共和国だけ 288,640 ルーピル未払込である。この未払込額は、振替ルーピルによる払込の未済分か、金または交換性通貨による追加払込分の未済分かについては、資料がない。1970年銀行会議の第28回会議で、金または交換性通貨による払込分を2倍化することをきめ、新たに総額 3000 万ルーピルを加盟国に割当てた。これによって、各加盟国の金または交換性通貨による払込済資本金は定款資本の 20% に当る 6000 万ルーピルになる¹⁵⁾。

第4表 国際経済協力銀行のバランス資産

年度	バランス資産 (ルーピル)	対前年比 (%)
1964	169,346,526	—
1965	276,013,632	+63.0
1966	383,501,044	+38.9
1967	549,447,166	+43.3
1968	669,868,893	+21.8
1969	806,580,105	+20.4
1970	1,161,008,941	+43.9

資料: 第2表

第5表 国際経済協力銀行による決済額

年度	決済額 (1億振替ルーピル)	対前年比 (%)
1964	229	—
1965	241	+5.2
1966	239	-0.8
1967	266	+11.3
1968	294	+10.6
1969	321	+9.0
1970	354	+10.6

資料: 1) 1964 年については、ヴィーレン・セメンovich カルピチ、『銀行連合の基礎(Предпосылки создания и деятельности)』、モスクワ、1966年、pp. 130.
 2) 1965 年については、同上、pp. 132.
 3) 1966 年については、International Bank for Economic Co-operation, *Bulletin 1966*, Moscow, 1967.
 4) 1967 年については、do., *Bulletin 1967*, Moscow, 1968.
 5) 1968 年については、『Экономическая газета』、No. 28、July 1969, pp. 19.
 6) 1969 年については、『Экономическая газета』、No. 25、June 1970, pp. 20.
 7) 1970 年については、『Экономическая газета』、No. 25、June 1971, pp. 21.

銀行の決済業務についていふと、振替ルーピルによる決済額は、第5表に示す通りである。1966年には、前年とくらべて、0.8%の低率ではあるが、減少したが、

15) 『Экономическая газета』、No. 25、June 1971, pp. 21.

第6表 1970年末までの国際経済協力銀行加盟国の払込済資本額

国 名	払込済資本額 (百万振替ルーブル)
ブルガリア	5.1
ハンガリー	6.3
東ドイツ	16.5
モンゴル	0.6
ポーランド	8.1
ルーマニア	4.8
ソ連	34.8
チェコスロバキア	13.5
合 計	89.7

資料: 1) International Bank for Economic Co-operation, *Bulletin 1966*, Moscow, 1967
2) 第2表

その他の諸年にはコンスタントな増加を示している。1970年の決済額は354億ルーブルで、初年度にくらべて、1.5倍である。決済額の平均増大年率は、1964—70年の6年間に7.5%を示している(1964—67年のセフの域内貿易の平均増大年率は4.7%である)。

6年間の自由交換性通貨による取引総額は588億ルーブルで、その1965年以来の各年別の数字は第7表の示すとおりである。1969年1月1日現在で銀行手持の交

第7表 自由交換性通貨による取引額

年 度	億ルーブル	対前年比
1965年	20	—
1966年	38	+90.0
1967年	90	+138.0
1968年	111	+23.3
1969年	137	+23.4
1970年	212	+56.2
合 計	588	...

資料 1) 1965年, 1966年, 1967年は, K. Назаркин, Сегодня и завтра Международного Банка Социалистических стран, «Внешняя Торговля», №. 6, 1967г., стр. 53.
2) 1967年については, 『Экономическая Газета』, №. 29, Июль 1968г., стр. 43.
3) 1968年については, 『Экономическая Газета』, №. 28, Июль 1969г., стр. 19.
4) 1969年については, 『Экономическая Газета』, №. 25, Июнь 1970г., стр. 21.
5) 1970年については, 『Экономическая Газета』, №. 25, Июнь 1971г., стр. 21.

換性通貨は3億ルーブル, 1970年1月1日現在の手持量は3億6700万ルーブルである¹⁶⁾。西側世界の取引銀行数は1970年に200行にたったという¹⁷⁾。

16) Г. М. Сорокин, П. М. Алямпиев, ред., 『Проблемы экономической интеграции стран—членов СЭВ』, Изд-во «Экономика», Москва, 1970г., стр. 190.

17) 『Экономическая Газета』, №. 25, Июнь 1971г., стр. 21.

III 国際経済協力銀行の業務運営上の問題点

1970年に、国際経済協力銀行のこれまでの業務運営が点検され、かなりドラスティックな改革がなされた。それを以下に述べるのであるが、その前に、銀行発足以後1970年までの、この銀行の供与してきた信用の種目をとりあえず列挙しておこう¹⁸⁾。

- (1) 決済信用 расчетный кредит
- (2) 季節信用 сезонный кредит
- (3) 貿易拡大用信用 кредит на расширение товарооборота
- (4) 計画化信用 внеплановый кредит
- (5) 収支バランス均衡化信用 кредит на выравнивание платежного баланса (в связи с временными затруднениями в платежах отдельных стран)
- (6) 投資信用的な性格の信用

第1の改善は、信用を与える場合、目的を指定して貸出すようにしたことである。これまでの貸出方法では、貸し出される資金の最大効率を十分に刺激したとはいえないなかったからというのがその理由である。信用の効率は、かなりの程度まで、それがどの程度合目的的な用途に照応して使用されるかにかかっている。用途にしたがわずに使用された信用は、商業的・財務的義務の適時な履行を刺激せず、信用の計画化の阻害要因となる。国際経済協力銀行での最近までの授信業務には、銀行の与える信用の諸種目を明確に区別するということがなかった。その授信業務に関する国際経済協力銀行の指令そのもののなかにも、また実際の業務においても、もっとも頻繁に貸し出しを要請される決済信用および季節信用(このふたつで、1968年には全授信信用の80%, 1969年には65%を占めていたといわれる)の授信および償還についての経済的条件が明確にされていなかった。そのために、実際には一つの信用が他の信用ととり違えられ、またそれらの合目的的な性格が混同されたりした。決済信用の資金がしばしば季節的な必要をカバーするために実際に使われ、季節信用に手続き変えされるのはほんの時たましかなかった。

信用の種目の区分は、これらの信用に厳密な期間が定められていないことから、実際にはきわめて非現実的なものになってしまった。周知のとおり、決済信用には厳格な返済期間はない。もちろん、季節信用の利用には一

18) そのそれぞれの内容については、前掲「国際経済協力銀行と振替ルーブル」14—16ページ参照。

つの期限、すなわち暦年末という期限だけが公けに認められている。季節的な商品引渡に際して、この提供期間は様々であり、したがって、信用需要の期間も様々である。しかし季節信用についての債務の返済期が年度末以前であることは規定が定められてもいないし、そうするように催促されるわけでもなく、完全に債務国の希望にかかっている。このようなシステムでは、供与された信用の限度がはっきりしていないし、信用による債務はだらだらひきのばされることになり、信用の分割は事実上、支払困難に導いた原因によってではなく、信用の手段、つまり、利率水準によってなされることになる。

以上は、1970年に出された『セフ加盟諸国の経済統合の諸問題』という著書の第8章で、執筆の共同担当者であるカー・エヌ・プロトニコフ K. N. Плотников およびアー・アー・ドスタリ A. A. Досталь の述べていることを、ほぼ文字通り訳出したものである¹⁹⁾。ひとくちに言えば、授信業務がかなりルーズになっていたということができる。したがって、1970年以後は、この点に注意し、いかなる目的に使われる信用であるか、償還期限はいつであるか等々を厳密にきめて貸出すということになるらしい。

第2に、上にのべた改善に関連することであるが、1970年6月の銀行会議第28回会議で、上にのべた6種目の信用に代えて、以下の2種目の信用を新たに設定することにされた。すなわち、以下がそれである²⁰⁾。

(1) 決済信用 *расчетный кредит*

(2) 定期信用 *срочный кредит*

このうち決済信用は、以前のそれとその性格を等しくしている²¹⁾。期限は暦年末ということになっているが、1966年までの実績によると、個々の加盟国銀行の実際の返済期限は区々であり、大体10—15日間であるが、大抵の場合1ヶ月をこえることがないという。これまでの授信業務全体のなかで、決済信用の占めた比重を拾ってみると、1964年73%，1965年85%，1966年84%であるといわれ、信用種目改組後の1970年には、全授信量の82%にのぼったという²²⁾。

срочный кредит をかりに定期信用と訳したが、決済信用をかりに短期信用とすれば、これはやや長期の信用

19) Г. М Сорокин, П. М. Алямпиев, ред., там же, стр. 185—186.

20) Там же, стр. 186—187.

21) 前掲「国際経済協力銀行と振替ルーブル」14ページ、参照。

22) 《Экономическая Газета》, No. 25, 1971 г., стр. 21.

といえる。1970年度国際経済協力銀行業務報告書によれば、「定期信用 *срочный кредит* は、比較的長期の資金需要を充当する目的で加盟各国に提供されるが、その期間は3年を超えない。この信用は、生産の専門化と協同化のための諸措置、商品取引の拡大その他の目的にたいして与えられる。」信用種目改組後の1970年には、この定期信用の比重は18%であったという²³⁾。

以上を要約してみると、新しく発足した決済信用は、それ以前の決済信用、季節信用、計画外信用の3種目を、定期信用は、貿易拡大用信用、收支バランス均衡化信用の2種目を、それぞれ整理統合して発足したものと、みてもいいのではなかろうか。発足当時の上記(1)—(5)の種目は、加盟諸国の資金需要の生ずる原因によって分類してあるが、実際問題としては、無意味であり、逆に、銀行業務を繁雑化するだけであったと思われる。なお、上記(6)の投資信用的性格の信用は、別に記す国際投資銀行 *Международный Инвестиционный Банк* にゆづられたものと考えていいであろう。

第3の改革は、利子政策上のそれであり、従来の無利子信用を廃止し、利子率を差別・分化させたことである。まず、1970年の改革以前に、どの程度まで無利子信用が供与されていたかであるが、これまでの調査でいいうる限りでは、この点について明確な規定がない。1966年に国際経済協力銀行の銀行会議 *Совет Банка* が、全加盟国の取引額の2.5%を無利子信用の上限と定めたといいう²⁴⁾ので、その前後の状況や論議と考えあわせて、2.5%よりも多い部分が無利子で信用を供与されていたと考えられる。プロトニコフ A. N. Плотников およびドスタリ A. A. Досталь の指摘によれば、多角決済制度の採用によって、決済期間が短縮されたので、短期信用のために無利子信用はほとんど使われず季節信用のさいに多く使われたという。時には事実上常に銀行に債務を負っているという状況になった国が銀行に長期信用の供与をもとめてくるさいには、この無利子信用が使われたといいう。プロトニコフおよびドスタリによるとごく最近まで国際経済協力銀行の供与する全信用の半分が無利子であったといいう²⁵⁾。これは、ある意味では、驚歎に値する事実であるが、国際経済協力銀行発足当時は、無利子な

23) Там же, стр. 21.

24) Л. Сляева, Валютно-финансовое сотрудничество стран-членов СЭВ, «Плановое хозяйство», No. 5, 1967 г., стр 81.

25) Г. М. Сорокин, П. М. Алямпиев, ред., там же, стр. 188.

いし低利率の信用利子政策は、ほむべき利点であるとする意見も堂々と主張されていたほどである。たとえば1964年10月の雑誌『貨幣と信用』《Деньги и Кредит》に発表されたミトロファンova H. Митрофановаの意見がそれである²⁶⁾。ふたたび、プロトニコフおよびドスタリを引用すれば、半分の無利子部分をひきさったのこりの信用は長期で1.5—2.0%，のちには、1.5—4%で貸出されていたという²⁷⁾。バビツェフの要約によれば、決済信用が年利率2%，季節信用その他の信用が1.5—2.0%，期限をすぎた場合のペナルティ・レート penalty rate が3%であったという²⁸⁾。

このような初期の利子政策にたいして、おそらく、1966年頃から批判がおこってきたように思われる。利子政策の重要性、無利子信用の縮少、利子率操作の意義などが論議されるようになり、さきにものべたように1966年の、無利子部分の制限にかんする銀行会議決定が出されるにいたった。その後さらにおいかけて、1970年1月1日以後、無利子部分の上限を各国の一年当り取引額の1.5%にひきさげ、1971年1月1日からは、大部分の国にたいして無利子で信用を供与することを廃止するという決定がなされた²⁹⁾。

利子率の差別・分化についても1966年頃から論議や批判が出されていたが、1970年5月のセフ第24回総会の勧告に応じて、現行の利子率の再検討が行なわれるにいたった。プロトニコフおよびドスタリは、大体つぎのように書いている。——今後利子率は、供与通貨、供与額、期間によって差別し、利率そのものも全般的にひきあげられ、年2—5%ぐらいになるであろう。西ヨーロッパの金融市场では短期信用の利率が年7—8%，預金利率が5—6%であり、またセフ加盟諸国の中でも経済改革の採用とともに5—12%の利子が徴収されるようになった国もある³⁰⁾。

ここで、プロトニコフ＝ドスタリは、差別化的利子政策の重要性について、つぎのようにのべている。すなわち

26) Н. Митрофанова, Международный социалистический кредит, 《Деньги и кредит》, No. 10, 1964г., стр. 82.

27) Г. М. Сорокин, П. М. Алямпиев, ред., там же, стр. 188.

28) Gregory Grossman, ed., *Money and Plan, Financial Aspects of East European Economic Reforms*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1968, pp. 139—140.

29) Г. М. Сорокин, П. М. Алямпиев, ред., там же, стр. 188.

30) Там же.

ち、

第1に、低い利率は、利率から、信用資金を合目的的に利用することを刺激し、財務的なディシプリンを遵守することを刺激するための重要なテコを奪い去るものである。

第2に、低い利率は、授信業務における利潤率を低め、間接には、預金として預けいれられる資金の量を減少せしめる。

第3に、銀行へ預け金として預け入れられる資金にたいする低い利子率は、そのさいの利子額が、その資金を国民経済内部に投資したさいに稼得しうる剩余生産物をカヴァーしないということになり、銀行への預金の導入を妨げることになる³¹⁾。

第4の改革は、信用計画の改善である。すなわち、国際経済協力銀行における信用の計画化の改善が指摘されている。国際経済協力銀行の信用計画は、信用の供給と需要とをバランスさせるだけが目的であってはならない。それは、第1に、セフ諸国の経済関係の実現に介入し、第2に、相互的な義務の履行の適時性をたすけ、第3に、多角貿易の発展を助ける、等々の作用を果さなくてはならない、といでのである³²⁾。

IV いわゆる「ルーピルの交換性」をめぐる問題点

ルーピルが国際通貨になりうるかどうか、あるいはまたルーピルが交換性をもちうるかどうか、という問題については、ソ連および東欧諸国の政治家、経済専門家および経済学者の間で、時期的に、その指導的な見解の傾向なり、内容なりが、かなり変化している。まず、振替ルーピルが成立する以前の時期には、1947年、1950年、1961年の貨幣改革のたびごとに、ルーピル通貨が強化されたという主張とならんで、ルーピルがそんなに遠くない将来に、ドルやポンドにとってかわって、国際通貨としての役割を果すことができるようになるのではないかろうかという、半ば希望的な観測が披瀝されたことが、一再ならずあった³³⁾。1964年に国際経済協力銀行が成立し、振替ルーピルのシステムが発足してからのち、振替ルーピルの交換性の問題は一部の国々の一部の政治家、経済専門家や経済学者によって主張されるにいたった³⁴⁾。当時、このような主張があった反面、何とかこの問題を

31) Там же, стр. 188—189.

32) Там же, стр. 189.

33) 野々村一雄「ルーピル問題」『経済研究』12巻4号(1961年10月)302ページ参照。

34) 前掲「国際経済協力銀行と振替ルーピル」21—27ページ、参照。

回避しようと考えたり、更に進んで回避ないし拒否しなければならない、それが社会主義的世界市場の当然の論理であるという考え方すらとる人々もあった³⁵⁾。

そして、やや推断をまじえていえば、当時のセフ加盟諸国の主導的見解は、交換性問題にたいして回避的ないし拒否的な態度をとる考え方であったといつてもいいと思う。この時期——正確にいうと 1964—1968 年の時期——のもうひとつの特徴は、ルーピルの交換性を支持・推進しようとする人々の間でも、それがどの時期にどの程度可能であることであるのか、また、それへいたるプラクティカルな道はどのようなものであるかについての、明確なイメージは皆無であったといっていいと思う。

冒頭に書いておいた様に、1969—70 年に交換性問題にかんする上記の主導的見解が大きく変った。いま、1971 年現在で、振替ルーピルの交換性問題をめぐる、セフ当局の考えている政策的構想を要約してみると、つぎのとおりになると思われる。

1) これまでの考え方、すなわち、振替ルーピルにたいする交換性の要求は、実は、社会主義的計画的貿易原則が貫かれていないからおこるのであるという考え方を捨てて、国際通貨としての振替ルーピルの欠陥を認め、交換性要求そのものも妥当なものとして認める。

2) しかし、振替ルーピルの交換性には一定の経済的前提が必要であるが、現在のところ、その経済的前提は満されておらず、現在直ちにルーピルの交換性へ移ることは不可能であることを確認する。

3) 現在のところ、振替ルーピルは、交換性を完全にもたない国際通貨とはいえない。振替ルーピルは部分的交換性をもっている。その部分的交換性を認め、それを拡大しつつ、交換性そのものの経済的前提をつくることに努力する。

4) 振替ルーピルの非交換性にたいするセフ加盟諸国の不満は、信用政策の追加的導入などによって中和させる。国際投資銀行の発足もそのひとつと考えられる。

5) 現在のセフ加盟諸国の為替相場は機能的でないので、実状を調査の上、近い将来に改める(つまり、各々それぞれがデヴァリュエーションをおこなう)。

いま、これらの各項について、それぞれ、ややたちいった説明を加えよう。

振替ルーピルについて、プロトニコフ＝ドスタリは、つぎのように述べる。

まず、そのメリット。——「周知のとおり、共同通貨の制度 учреждение коллективной валюты は、多角

35) 前掲「振替ルーピル再論」49—51 ページ、参照。

決済制度の構成部分であったことで、重要な意味をもっていた。国際通貨である振替ルーピルは支払手段および決済単位として、そして同時にまた、共同通貨でのリザーヴの蓄積の手段としての資格をもって登場し、これまでの時期の経過中に、たえず与えられた機能を遂行し続けており、それが社会主義諸国の支払関係における多角性の発展に役立ってきた。」³⁶⁾

そのあと、プロトニコフ＝ドスタリは、つぎのようにつづける。「しかし共同通貨としての振替ルーピルの機能過程においてそれの一連の本質的欠陥が表面にでてきた。」³⁷⁾そこで、振替ルーピルの欠陥が問題となる。

振替ルーピルの欠陥。「振替ルーピルは制限された通用範囲しかもっていない通貨である。すなわち、第 1 に、それは各国間の貿易関係のみを媒介するにすぎない。第 2 に、現在の時点において、振替ルーピルを支払手段として利用している法人格は、セフ加盟の 8 カ国に限られている。第 3 に、振替ルーピルは世界の準備通貨 *мировые резервные валюты* とは交換されえない。振替ルーピルの狭い通用範囲は、一連の否定的な結果をもたらした。たとえば、もし国際経済協力銀行に加盟しているどこかの一国が計画にもとづく商品の引渡しをうけえなかつた場合は、この買手国は、振替ルーピルのリザーブをもっているにもかかわらず、必要とする商品が社会主義市場内に存在していない場合には、それを入手することはできなくなる。[つぎに、たとえば]振替ルーピルは、今日までそうであったように、社会主義諸国と第 3 国との関係を媒介する可能性を持っていないので、この通貨での[すなわち、振替ルーピルでの]リザーブを蓄積するよう刺激することはできない。そのことは、同時にまた、セフ加盟諸国が社会主義諸国に計画以上の輸出を増大するための刺激とならず、自らの義務を適時に遂行する努力を誘発せず、良質の商品を資本主義市場に輸出することを助成するようになる。」³⁸⁾

このような現実認識の上にたって、交換性問題についての考え方の変化が生じてきた。

プロトニコフおよびドスタリの主張によれば、社会主義経済の形成過程では、「閉鎖的な貨幣流通システム」《закрытная система денежного обращения》が、資本主義世界の敵対的かつ破壊的な影響をしめだし、社会主義諸国は、計画経済に基づく貨幣流通を強化し、そ

36) Г. М. Сорокин, П. М. Алампиев, ред., там же, стр. 197.

37) Там же, стр. 197—198.

38) Там же, стр. 198.

の結果、新しい生産関係を強化し、社会の経済的・社会的生活の革命的改造を短期間に遂行し、経済的かつ国際的意味をもつ、金および外国為替のリザーヴを蓄積することを可能ならしめたと、いうのである³⁹⁾。彼等は、しかし、その次の段階になると、事情は逆になったと主張する。「社会主义の物質的・技術的基礎の形成がおわり、社会主义社会の建設の完了が始まる時期には、社会主义経済の発展、なかんずく、その国際経済関係すなわち外国貿易の発展のなかで、商品・貨幣関係の占める役割が増大する客觀的必然性があらわれてくる。社会主义経済の運営システムの経済的効率の向上が第一の課題となるにいたるとともに、いまや、貨幣流通および価格形成のオートノマスなシステム *автономная система денежного обращения и ценообразования* のもとにあって、価値や価格や為替相場や貨幣を不完全にしか利用しないということが、発展阻害的なファクターになってしまったのである。」⁴⁰⁾つまり、セフ加盟諸国の今日の経済発展段階では従来のような国内、国際金融システムは、既に歴史的役割を果し終って、経済発展の阻害的な要因になっているので、価値、価格、貨幣、外国為替などをよりよく利用することのできるような、非閉鎖的な、オートノマスでない、国内=国際金融システムを構成しなければいけない、と主張するのである。そのように述べたあとで、彼等は、現行の振替ループルの交換性の段階的採用が上記システムの構成過程の促進要因になると考へている。いま、彼等の説明を文字通り紹介すると、彼等はつきのように言っている。「現時点におけるセフ加盟諸国の多角的貿易関係を発展させるという諸問題を考察してみて、社会主义諸国の一連の経済学者たちは、上記の過程を促進しうるようなものとして、共同通貨(のちには国民通貨)の交換性の段階的採用 *поэтапное введение* を提案するという根拠のある考え方をとるにいたった。」⁴¹⁾

この点は、1971年8月に発表された、セフの経済統合プログラムのなかでも、やや控えめな表現ではあるが、示されている。すなわち、「共同通貨(振替ループル)は、その役割を強化して行くにつれて、第3国との決済にも利用され、国際決済に使用されている他の通貨とならんで、その地位を獲得し、世界経済におけるセフ加盟諸国にふさわしい役割と意味とを獲得する見透しをもつことができる。」⁴²⁾ここでは交換性とか国際通貨としてのルー

ブルとかいう、明確な表現は無い。しかし、考え方の基調がどこにあるかは明白である。と同時に、このように不徹底な表現がとられていることは、今後の推移如何によつては、交換性問題について1969年以前の段階へ再び逃げこもうとする、微かな可能性も、今なお残っているといつてい。

と同時に、セフ第23、24回総会以後に出された書物のなかで、ソ連の金融専門家が上に述べたような所論を開いていることは、それ以前のセフの中心的な考え方——つまり、振替ループルにたいする交換性の要求は実は、社会主义的計画的貿易原則が十分に貫かれていないことからおこるのであるという考え方⁴³⁾——が捨て去られたことを意味していると考えていいように思われる。

では、現時点で、振替ループルに交換性を与えることができるだろうか。それにたいする、現在の時点での公式解答は「否！」である。それは何故であろうか。彼らの答をきこう。——振替ループルの交換性 *обратимость* の程度は、種々の条件によって制約されるが、そのうち、なかんずく、つきの2つの条件が重要なものである。それは、第1に、国ないし国グループの経済力 *экономический потенциал* であり、第2に、国ないし国グループが世界貿易で占めている比重である、という。

ここからつきのような結論がでてくる。「現時点で、セフ加盟諸国の共同通貨 *коллективная валюта* ないし

Г., стр. 8.

43) この点の議論については、すでに以前の機会に紹介されているので、詳しく再論することを省くが、その要点だけを以下にのべておこう。すなわち、つきのとおりである。

(1) 多角決済制度は、各国の経済および社会主义的国際貿易の一定の発展段階の上に出現したものである。

(2) したがって、多角決済制度と貿易の計画化とを十分に結合すべきである。各国の決済バランスの過不足がおこるのは、この計画化の不足である。計画化を進めずして、ループルの交換性云々をいうのは正しくない。

(3) 社会主義的国際貿易の計画化は最終的には、全セフ的な規模での総商品バランス、長期にわたる商品の需給の調整をおこなったうえでの総合バランス *Gesamtbilanz* の作成・確証、それにもとづく、各国の供給・受取義務の確定、長期の貿易協定とその積分的部分としての各年協定の作成と進み、右の協定を各国が遵守することによって、各国の恒常的偏在的な支払バランスの赤字は克服されうる。

(4) 信用および利子は、上の目的および作業を援助するため利用されねばならない。

大体以上のように定式化されうる議論が、交換性要求への駁論としてあげうるものであろう。なお、前掲「振替ループル再論」50ページ参照。

39) Там же, 198—199.

40) Там же, стр. 199.

41) Там же.

42) 《Экономическая Газета》, No. 33, Август 1971

その国内通貨 национальные валюты に金および世界の準備通貨 мировые резервные валютыとの完全な交換性 полная обратимость をもたせるようにすることは客観的諸条件からして不可能である。現在、このような改革を実現するための経済的諸前提の総体、なかんずく、十分な商品および通貨のリザーヴが欠けている。⁴⁴⁾

ここで明らかになったことは、きわめて重要である。すなわち、1969—70年のセフ内部での議論を通じて、現時点で振替ルーピルに交換性を賦与しようとする事は不可能であることが明らかにされたことである。従来、ソ連の政治家や金融実務家ないしは経済学者は、世界為替市場におけるドルないしボンドの継続的な弱化を指摘しつつ、ルーピルこそがそれにかわりうる新しい通貨であることを示唆しつづけてきたといつていゝし、そのような指摘の背後には、いつの日いか近い将来に、ルーピルが交換性を賦与されて、新しい国際通貨として登場しうるであろうという、願望なり示唆なりがひそんでいたことも事実である。しかし、1969—70年の論議を通じて、セフ当局は、正式にこのような幻想には物質的根拠がないことをあきらかにしたのである。

そこで、つぎの問題がおこる。——それでは、現時点では交換性の可能性は皆無なのか、また、交換性に到る方途はないのか、あるのか。あるとすればそれはなにか。

この間にたいしては、肯定的な答がかえってくる。「しかし、すでに現時点において存在する物質的および社会的=政治的な諸条件を基礎として、必要期間後に共同通貨の(そのあとで国民通貨の)完全交換性の実現に漸次導いて行くために必要な、一連の、継起的な措置を実施することは可能である。」⁴⁵⁾

何故そのような肯定的な答がなされうるのかといふと、それは現在すでに振替ルーピルが「部分的交換性」《частичная обратимость》の可能性をもっているからであり、これを現実化することが、このさいの要件だといふのである。では、ここにいう「部分的交換性」とは何か。それは、「振替ルーピルが一定の金純分をもち、また自由交換性通貨 свободно конвертируемые валюты の間で現実の相場 реальный курс をもっていることを基礎にして、国際貿易関係、信用関係、非商業取引関係における非現金決済制度のなかで世界貨幣機能を遂行しうるようになるであろうこと」⁴⁶⁾を意味する。

では、その具体的な形態は何か。それは、第1に、ある国の中期債務が一定期間すぎるまではつづくという条件がある場合に、それを自由交換性通貨で支払うこと、第2に、ある国の債務の残高を、一定期間中はその減価が最小限であるような自由交換性通貨で支払うこと、第3に、支払期限を超過した利子を交換性通貨で支払うこと、等々、以上である。

ここに言われていることの文意は、必らずしも明確ではないが、思うに、双務決済後にのこる債務の全部を西側の交換性通貨にかえるのではなく、そのうちの長期化する見込みの債務部分なり、期限を超過して支払いえない債務の利子だけを交換性通貨にかえるという形で、黒字累積国に交換性要求にいわば部分的・妥協的に対応するということのようである。勿論、現状からいえば、それだけでも一つの進歩であり、当事者の利益を尊重した、現実的なやり方と考えていい。

このような方法をとる場合、それが社会主義諸国の域内貿易を縮少し、東西貿易を拡大するという議論にたいしては、資本主義諸国との貿易については、銀行のとりたてる手数料や与える信用の利率の操作によって対応しうるというのが、プロトニコフ=ドスタリの意見である。

上記のような、いわゆる部分的交換性の導入によつても、まだ黒字累積国に不満は完全には解消しないであろう。それにたいしては、中・長期の建設融資を目的とする国際投資銀行を設立し、社会主義市場内で建設材料をもとめる国にたいしては資本主義市場にそれをもとめる場合よりも有利な条件で借款を与えるとか、さらには、域内の基本投資そのものにたいする中・長期の建設融資によって、域内諸国の蓄積=拡大再生産の条件を有利にするなどの対策がとられる。それによって、黒字累積国に交換性要求にたいして、いわば間接的にこたえようというのである。国際投資銀行については、別に、節を改めて述べることにしよう。

つぎに、各国の現行為替相場についてのべよう。各ともに、現行の公定為替相場は古くなつており、購買力と交換率との不一致等々により、社会主義諸国の相互貿易に役立たなくなつてゐる。このことが1969—70年に確認され、各国の公定相場 валютный курс を近い将来に変更するという方向へ、各国の合意が動いてきたのである。

1971年8月のセフの経済統合プログラムは、この点に関して、今後採らるべき措置をつぎのように規定している。すなわち、「セフ加盟諸国は共同通貨(振替ルーピル)の事実上の交換率および金純分の保証の問題につき、

44) Г. М. Сорокин, П. М. Алямпиев, ред., там же, стр. 199.

45) Там же.

46) Там же, стр. 200.

定期的に検討する。この点にかんし、セフ加盟諸国は、その交換率と金純分の現実性を保証する条件を、1973年末までに調査研究する。」

「共同通貨(振替ルーピル)の交換率および金純分の、予想しうべき変更は、全てのセフ加盟諸国の利益を同等に保証するような、共同の合意にもとづいて実行されるであろう。」

ここで、いわばテーゼの形で、明確に表明せられた見解は、以下の含意をもっている。すなわち、現在の振替ルーピルおよび各国通貨の対外交換率および金純分は、現実的なものでないので、近い将来に全面的に、現実的なものに改訂しなければならないという事実認識がそれである。これは、社会主义諸国が、従来の非現実的、硬直的な態度をすべて、本位通貨、為替相場、本位貨準備金などの問題に、リアリスティックな接近をしようとしたことを意味する。これは、これらの諸国の国際貿易・金融政策、本位貨・為替政策の上での大きな転換であり、前進である。

その場合、前途には数多くの解決さるべき問題が残っている。プロトニコフ＝ドスタリは、その主要なひとつを価格形成問題にもとめる。彼等は、つぎのように言っている。「共同通貨の金純分と現実的な交換比率の決定の複雑さは、ひとつには、世界資本主義市場における価格、なかんずく、金価格が為替市場における周期的恐慌現象のために不安定であることに、そして、いまひとつには、セフ加盟諸国の国内市場および外国貿易における価格形成システムが欠陥をもっていることに、基因している。……したがって、この問題は、社会主义世界市場における価格形成が改善されてはじめて解決されうるものであり、価格形成の改善はまた、それ自体多くのその他の問題の解決を前提し内包している。」⁴⁷⁾

上の指摘は、その問題追求の方向においてまったく正しい。蓋し、国内価格と貿易価格との経済合理的な形成なくして、現実的な為替相場の改訂はありえないし、各國がそれぞれ仮空で、名目的な公定相場を宣言だけして、事足れりとする状態で、共同通貨の正常な機能もありません、交換性への移行もありえないからである。

以上、1969—70年の論議のあとで、1971年8月のセフの経済統合プログラムの中に成文化された、社会主义的国際金融システム改善のための諸構想は、きわめて初步的な第一歩ではあるが、国際金融の現実性を十分に認識したうえでの、この問題への十分にリアリスティック

な接近を示しているといいうる。これを、従来の、観念的硬直的な態度とくらべてみると、一つの大きな転換であり、前進であるといえる。

ただし、このプログラムの中なり、その前後の論議やとられた措置の中に示された考え方を更に一步進めるについては、今後大きな困難があることも事実であり、また、今後の具体的な政策については、考えられうる選択の幅も広い。たとえば、社全主義世界市場価格の形成といっても、これ自体ひとつの大きな、理論的実際的問題であるし、いわゆる部分交換性から全面交換性への道はどうにして開かれうるかについても、いまのところ殆んど何もわかっていないといつてい。さらに、交換性の問題についていえば、国際経済協力銀行なり、国際投資銀行なり、さらには、共同通貨たる振替ルーピルと、西側のIMF、世界銀行乃至西側の為替市場との連繋をどのようにしてつけるのか、これも大きな問題である。西側の諸銀行と取引契約を結び、さらに西側諸国が右の両銀行体制およびセフ組織そのものへ加入することを拒まぬという姿勢だけで、この連繋が果して十分につくと考えられるのかどうか。答はむしろ否定的ならざるをえない。セフそのものが、いつの日にか、資本主義的世界市場および世界貿易機構なり、すくなくとも資本主義的国際金融市場および国際金融機構との全機構的な対決=連繋の問題にたいして、首尾一貫した、経済論理的にも明確な結論を与えねばならなくなるであろうことは明らかである。セフなり、社会主义的国際金融システムの当面している問題は、単に社会主义銀行のコルレス先が200にふえたとか、銀行の自由交換性通貨のリザーヴが3億何千万ルーピルになったとかいうことで、対処されるものではないことは、何人の眼にも明らかであろう。

V 国際投資銀行の成立

国際投資銀行 Международный Инвестиционный Банк, МИБ; International Investment Bank は、1969年4月の第23回セフ総会で設立が決定され、第24回総会の審議をへて1970年7月10日にその設立にかんする各國間協定が成立し、1971年1月より開設ということに決定した。

参加国は、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、モンゴル、ポーランド、ソ連、チェコスロヴァキア、ルーマニアの8カ国である。ルーマニアは、最初、1970年7月10日の協定には参加しなかった。同協定調印の日にセフのルーマニア代表団長代理が調印式場に出席し、「ルーマニア側では国際投資銀行の活動への何らかの形

47) Там же, стр. 205.

態における参加の可能性を検討し、できるだけ早い機会にその立場を通告する」という趣旨の声明をおこなったといわれる⁴⁸⁾。しかし、最終的にはルーマニアも同銀行の参加国となったのであるが、最初きめられた定款資本10億振替ルーピルが、その後10億5200万ルーピルになったのも、おそらくそのためであろう。つまり、10億ルーピルを最初の参加国7カ国に割当てたあとで、ルーマニアが参加を表明したので、ルーマニアの割当分5200万振替ルーピルが最初の額に追加され、現在みられるようなラウンド・ナンバーでない定款資本をとることにおちついたものと思われる。

いまここで既に述べたように、定款資本は、最初10億ルーピルといわれたが、現在では10億5200万ルーピルである。その70%(7億3640万振替ルーピル相当額)は振替ルーピルで、30%(3億1560万振替ルーピル相当額)は交換性通貨または金で払込むこととされている。各国への割当額(第8表)は、加盟諸国間の相互貿易における、当該国の輸出額によるとされた。

第8表 国際投資銀行の定款資本の各國別割当額 (単位: 100万振替ルーピル)

国名	割当額
ブルガリア	85.1
ハンガリー	83.7
東ドイツ	176.1
モンゴル	4.5
ボーランド	121.4
ソ連	399.3
チェコスロバキア	129.9
ルーマニア	5.2

資料: (1) К. Вилен, «Международный Инвестиционный Банк», «Экономическая Газета», № 30, Июнь 1970г., стр. 20.
 (2) Ю. Константинов, «Инвестиционный Банк социалистических стран», «Внешняя Торговля», Август 1971г., стр. 14.

その目的は、ひとくちにいえば、加盟諸国にたいし、中期および長期の、主として建設投資のための信用を、加盟諸国の共同投資の形で、供与しようとするにある。

まず、このような中期および長期の信用の授与という点についていふと、セフの経済協力のこれまでの成果の

なかから、このような形での資金供与が必要となり、また、必要最小限の資金が存在しているという意味では可能にもなったことを指摘すべきであろう。機能的には、従来国際経済協力銀行によって未分化的に供与されていた信用を、短期と中・長期とに分けたことが、国際投資銀行の設立へ導いたのである。

中・短期の信用は、従来、ソ連を中心として、双務的信用の形で与えられてきた。しかし、双務信用には、つきのような欠陥が指摘されうる。

(1) 双務信用は社会主義諸国間の専門化と協同化の発展を助ける方向には使われえない。

(2) 双務信用はセフ諸国の国民経済の若干部門の発展における不比例性の清算には役立たない。

(3) 双務信用は、セフ諸国の全資金の効果的な利用を妨げ、結果として、社会主義諸国の投資活動を抑止する効果がある。それは、ひいては、西側諸国からの借入れを促す結果になる。

したがって、新銀行の目的ないし事業の方向を、箇条書的に細別して示せばつきのとおりである。

(1) 多角的原則での信用供与

(2) そのための集金の集中

(3) 資金利用の合目的的化

(4) 資金需要の低減

(5) 資本主義諸国からの借入の減少

ここで、さらに追加的に言っておかねばならぬことは、振替ルーピルの交換性との関連である。この銀行設立の、いわばかくされたねらいは、国際経済協力銀行による多角決済の結果として、黒字国が振替ルーピルによる預金という形で、国際経済協力銀行の勘定にその黒字を保存することを余儀なくされ、その黒字によって西側諸国から建設用材料を輸入できないことにたいする一部黒字国の不満を、幾分なりとも軽減しようという点にもあると思われる。

いずれにせよ、新銀行設立の意義は、今後の同行の業務上の発展のなかで問われることになろう。

【野々村一雄——一橋大学経済研究所】

48) К. Вилен, Международны инвестиционный банк, «Экономическая Газета», № 30, Июль 1970г., стр. 20.